

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、みどり市（以下「発注者」という。）が発注する「西鹿田グリーンパーク基本計画・実施設計業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務の実施に当たっては、この仕様書によるもののほか、群馬県県土整備部発行の設計業務委託仕様書及び測量作業標準仕様書に基づいて実施するものとし、これらに定めのない事項については、発注者との協議によるものとする。

(目的)

第2条 みどり市笠懸町地内に位置する都市計画公園西鹿田グリーンパークは、サッカー場を核としたスポーツの振興及びスポーツを通じた地域間交流の促進を目的とした総合公園の位置づけにある。特にサッカー場は、市民団体の利用を中心に近隣都市の高等学校の部活動の利用にも開放するとともに、中体連や桐生地区少年サッカー連盟等の大会を積極的に誘致するなど地域間交流を促進する。また、本公園は、市民の健康増進の場としての機能や、「広域避難場所」、「指定緊急避難場所」などの防災施設としての機能も求められていることから、西鹿田グラウンドや鹿田山フットパス、ふれあいのむら水辺公園などの既存施設や温泉施設予定地との一体的な利用を図りながら、スポーツの場、交流・憩いの場、健康増進の場、防災施設が複合的に配置された公園として整備する。

公園整備に当たっては、地域住民や関係団体との合意形成を図るのみならず、整備中や整備後における維持管理においても、官民が協働して取り組んでいくスキームを構築することで、地域と調和し、広く市民に活用される空間の検討も必要となる。

本業務は、上記の状況を踏まえ、基本計画策定資料を基に、公園内の一部のゾーンを中心に、地元意見を計画に反映させ、基本計画を取りまとめるとともに、基本計画に基づき、独自性・実現性、維持管理などに配慮した実施設計を策定するものである。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、本業務の契約締結日の翌日から令和5年3月17日までとする。

(業務場所)

第4条 本業務の対象場所は、都市計画公園西鹿田グリーンパーク（A=9.7ha）とする。

(関係法令・計画等)

第5条 本業務の実施に当たっては、関係法令・計画等の最新版を活用すること。

(配置技術者)

第6条 受注者は、管理技術者、照査技術者、担当技術者を配置技術者として選任する。管理技術

者及び照査技術者については、業務全般の作業計画の立案、工程管理、業務の妥当性を総括する立場であることから、高度な技術と十分な実績経験を有する以下の資格者から選任する。

(1) 管理技術者

技術士又はRCCM「都市計画及び地方計画」又は総合技術監理部門「建設一都市及び地方計画」の資格を有していること。

(2) 照査技術者

管理技術者と同等程度以上の資格を有していること。ただし、管理技術者との兼務は認めない。

(提出書類)

第7条 受注者は、本業務実施に当たり、発注者に以下の書類を提出し、承認を得ること。

(1) 着手届

(2) 工程表

(3) 管理技術者（照査技術者）等指定（変更）通知書

(4) 配置技術者経歴書及び技術者資格証（写し）

(5) 業務実施計画書

(疑義)

第8条 諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者が協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

(土地の立ち入り)

第9条 受注者は現地調査の際は、身分証明書を常時携帯し、第三者の土地に立ち入る場合は事前に通知等で了解を得て、紛争の起こらないように十分留意しなければならない。

(工程管理)

第10条 受注者は業務実施計画等に基づき適正な工程管理を行い、作業進行状況を週報等により報告しなければならない。なお、発注者より進行状況の報告を要求された場合は、速やかに報告しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 本業務で実施する内容や各種資料、各種データには、市における多数の重要事項が含まれているため、受注者は、情報セキュリティの重要性を認識し、資料の破損、紛失、盗難、外部への漏洩等の事故が無いよう慎重に取り扱い管理運用を行うものとする。

(資料の貸与及び返却)

第12条 発注者は、本業務の実施に当たり、必要な関係資料等を受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与された資料について常にその管理状況を明らかにし、破損亡失事故のないように取扱いに注意するものとする。なお、貸与時期及び期間は、双方協議の上定めるものとする。

(検査及び指示)

第13条 本業務の途中においても、発注者は必要に応じて検査を行い、不備な箇所について必要な指示を与えることができるものとする。その結果、受注者は、訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。

(成果品の瑕疵)

第14条 納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い必要な処置を、受注者の負担において行うものとする。

第2章 業務内容

(公園基本計画)

第15条 基本計画策定業務(令和4年3月)において今後利活用方針等を検討することとなっている交流・憩いのゾーン(A=0.4ha)を中心に、市民や関係団体のニーズを取り入れた公園の利活用及び施設配置方針の検討と併せ、質の高い公園機能と財政負担軽減への寄与を併せ持つ維持管理・運営計画及び運営手法等を検討し、本公園内に整備予定の各種施設も含めた事業スケジュールや整備に向けた課題、課題に対する解決策等を整理し、これを加えた計画区域全体の公園基本計画案を作成する。なお、検討プロセス、業務内容は受注者の企画提案によるものとする。

<検討プロセス、業務内容例>

※以下は例であり、本業務の目的達成に資する独自提案は受け付けます。

(1) 現況調査

対象地における上位関連計画等の位置づけや、周辺の敷地条件等について、現地踏査を踏まえ、整理・把握する。

(2) 敷地分析

対象地の周辺の地形や土地利用及び既存の西鹿田グラウンドとの関係を整理し、計画上の問題点や課題について整理する。

(3) 計画内容の検討及び方針の設定

上記(1)、(2)で整理された諸条件を分析評価し、対象地における公園等の機能・性格・理念・テーマ等を明らかにし、計画の基本方針及び導入施設の内容・概略規模を設定するとともに、土地利用及び導線等の公園の基本的な内容を定める。

なお、計画内容の検討及び方針を定める上で、下記で示す住民ワークショップ開催を通じて、地元意見を設計に反映させられるよう努めるものとする。

(4) 基本計画図の作成

上記(3)で定められた計画内容に基づき、過年度作成した基本計画図を補正する。

(5) 概算工事費算出

基本計画の内容に基づき、同種・類似事業の実勢価格(年度が新しい同種事業を優先)等から概算工事費を算出する。

(6) 基本計画説明書の作成

上記検討結果をとりまとめた報告書を作成する。

(7) 照査

以下の項目について、照査を行うものとする。

- ・ 現況調査、敷地分析及び計画内容の適正さの照査
- ・ 設計方法や設計手法の妥当性についての照査
- ・ 成果品の内容の適正さの照査

(8) 鳥瞰図作成

決定した内容及び基本計画平面図を基に、より視覚的に完成のイメージができるよう鳥瞰図を作成するものとする。作成の仕様は、A3 サイズ（着色仕上げ）の1枚とする。

(ワークショップ開催支援)

第16条 地域に親しまれるような公園となるように、地域住民及び関係団体とのワークショップを実施し、整備に向けて住民の意見を取り入れながら、公園の基本計画へ反映するものとする。

ワークショップの開催回数は3回を予定し、開催に当たっては、ワークショップのプログラムの企画立案、開催に伴う資料作成及び議事要旨の作成等、開催の補助に対応し、実施記録等の取りまとめを行うものとする。なお、開催時期や対象者の選定については、発注者と協議の上、決定するものとする。

(公園実施設計)

第17条 別紙に示した計画範囲（A=5.8ha）における実施設計を行う。本設計には、四阿の2次製品設計を含むものとする。なお、調整池、浄化槽、用水路・ボックス、建築物、計算が必要となる構造物設計、市道付け替え設計、通信設備設計は含まない。

また、造成は別工事による盛土整備後の設計を対象とする。

(1) 与条件の確認及び調査

基本計画及び地質調査、測量成果を基に、実施設計で必要となる細部確認調査を行い、各種設計条件や基準等を明らかにする。

(2) 実施設計の検討

上記(1)の結果を踏まえ、以下の項目について検討を行うものとする。

- ・ 意匠性、芸術性、独自性に関する検討
- ・ 安全性、機能性に関する検討
- ・ 施工性、市場性に関する検討
- ・ 維持管理に関する検討
- ・ 既存施設の保全、撤去、再利用に関する検討
- ・ 目標工事費との調整
- ・ 地域住民のニーズに合った整備に関する検討

(3) 実施設計図作成

工事に必要となる以下の内容を図面として作成すること。

- ・ 実測平面図に基づいた実施設計平面図（縮尺 S=1/500）
- ・ 割付平面図（縮尺 S=1/500）
- ・ 造成平面図（縮尺 S=1/500）
- ・ 施設平面図（縮尺 S=1/500）

- ・植栽平面図（縮尺 S=1/500）
 - ・供給処理設備平面図（スポーツ照明施設、公園灯を含む）（縮尺 S=1/500）
 - ・撤去平面図（縮尺 S=1/500）
 - ・造成断面図（縮尺 S=1/500）
 - ・各種施設の構造図（縮尺 S=1/50 程度）
- (4) 数量計算
図面及び仕様書に基づき施工数量、材料数量を計算すること。
- (5) 概算工事費算出
実施設計図に基づき、工種別に工事費を算出し、取りまとめること。
- (6) 実施設計説明書の作成
工事を実施するに当たり図面を補完するため、必要な事項を工事仕様書として取りまとめるものとする。
- (7) 照査
以下の項目について、照査を行うものとする。
- ・基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正さの照査
 - ・設計方法や設計手法の妥当性についての照査
 - ・成果品の内容の適正さの照査

第3章 成果品

(成果品)

第18条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 報告書（カラーコピー製本） | 3部 |
| (2) 電子データ（DVD納品） | 1式 |
| (3) その他発注者が指示する資料 | 1式 |

第4章 その他

(その他)

第19条 成果品の所有権は全て発注者のものとし、発注者の承諾を得ずして公表、貸与使用してはならない。